

2 西 審 使 第 9 号
令和 3 年 2 月 16 日

西東京市長 丸 山 浩 一 様

西東京市使用料等審議会
会 長 米 田 正 巳

保谷こもれびホール施設使用料の適正化について（答申）

令和 3 年 2 月 4 日付 2 西企企第207号にて諮問のありました標記の件について、本審議会で審議し、その結果をとりまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

保谷こもれびホール施設使用料の適正化について

「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和元年度改定版）」に基づき原価計算を行い、受益者負担割合の区分に基づく適正価格を算出し、市内類似施設及び他市の料金と比較考量した結果、現行の料金を据え置くことが妥当である。